

(写)

令和4年度 第1回 新宿区特別職報酬等審議会 議事録要旨

【日時】 令和4年11月28日(月) 午前10時00分から

【会場】 区役所本庁舎6階 区議会第2委員会室

(出席委員) 井 元 毅 大崎 秀夫 小畑 通夫 桑原 公平
濱田 一成 松川 英夫 六田 文秀 渡辺 芳子

(事務局) 総務部長 山田 秀之 総務課長 鯨井 庸司 財政課長 遠山 竜多

【会議概要】

1 定足数確認(総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第6条」に定める定足数については、8名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

松川委員、六田委員の2名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」諮問した。

5 事務局説明

(1) 資料について報告

- ・「区長の退職手当の減額について」

(2) 資料について説明

- ・「令和4年特別区人事委員会勧告について」
- ・「新宿区の財政について(新宿区財政白書)」
- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項」

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当支給月数を、現行から0.10月引き上げる。これを令和4年12月期に支給する分から実施する。

6 質疑応答

(六田委員) 新宿区は従来から特別区人事委員会の勧告のうち、期末手当だけを反映させる考え方であったと認識している。従来の考え方からすれば、今回の人事委

員会勧告の勤勉手当の改定を反映させないこととなるかと思うがこの点について説明いただきたい。

- (総務課長) 特別職には期末手当という制度があるが、勤勉手当という制度がないため、人事委員会勧告のうち期末手当のみを参考にしてきた。
- ここ数年、プラス改定の場合に勤勉手当に割り振られ、マイナス改定の場合に期末手当に割り振られる勧告が続いており、新宿区の特別職の期末手当は減る一方であり、このことについて23区との比較均衡という点において課題であると捉えていた。23区の期末手当の改定の考え方を調査したところ、新宿区以外の全ての区が、勤勉手当が引き上げられた場合においても、特別職の期末手当に反映させていることが判明した。こうしたことを踏まえ、今回考え方を改めて諮問をしたところである。
- (六田委員) 新宿区だけが例外的な考え方をしてきたことは理解したが、考え方の転換をどのように理解すればよいのか。
- (総務課長) 人事委員会勧告が一年間に支給された特別給全体で捉えて公民の比較調査をしていることから、増減の是非は期末手当・勤勉手当の区分に関係なく、特別給全体で判断することが妥当である。
- (六田委員) 新宿区も他区に倣った考え方に移行して良いのではないかと。また、特別職の職責なども考慮して、期末手当を引き上げることに異論はない。
- (渡辺委員) 新宿区の特別職の年収が下位に位置しているが、このような機会を捉えて期末手当を引き上げても良いのではないかと。
- (小畑委員) 特別職の報酬を判断するうえで、一番重要なのはバランスである。新宿区の特別職の年収が23区の中で下位に位置している現状は変えていくべきである。
- (六田委員) 職責を果たすうえでのバックアップとして、期末手当を引き上げることに理解を示す必要がある。
- (会 長) 東京都の特別職の特別給の考え方についてお聞きしたい。
- (総務課長) 東京都も特別給全体で捉えており、一般職の勧告どおりの月数を特別職についても反映している。
- (会 長) 特別職の特別給は、一般職の特別給と比較すると、勤勉手当を除いた場合相対的にどうなるか。
- (総務課長) 一般職と特別職のそれぞれの特別給を金額で比較することは難しい。したがって、社会情勢や一般職の給料や23区との均衡などを総合して特別職の給料や特別給の妥当な金額を判断している。

- (会 長) 意見も出尽くしたようなので、議論はひとまず区切らせていただき、これまでの審議内容を踏まえて、答申案文を作成する。
- (一 同) 異議なし。

※休憩再開後

- (会 長) 事務局に答申案文の朗読を求める。
- (総務課長) 一答申案文朗読—
- (会 長) 答申案文について、質問や意見はあるか。
- (一 同) 異議なし。
- (会 長) 今回の諮問に対する区長宛ての答申は、概ねこの内容で準備を進める。以上で本日の議事を終了する。区長からあつた諮問に対する答申は、後ほど審議会を代表して私から区長に渡す。これで審議会を閉会する。

7 閉会

